

児童生徒等又は教職員の感染が判明したときのフロー

学校から教育委員会事務局への連絡等, 感染者の出席停止

- ・学校は, 教育委員会事務局に連絡し, 感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等のときは, 学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・感染者が教職員のときは, 出勤させない扱いとする。

教育委員会事務局から対策本部事務局への連絡

教育委員会事務局は, 学校からの連絡に基づき, 対策本部事務局に報告。

保健所の業務がひっ迫しているとき

学校から保健所に報告・相談

学校は, 臨時休業の実施の必要性も含めて, 保健所に報告・相談。

調査等(保健所業務の補助)

学校は, 保健衛生部の協力により, 濃厚接触者候補者等リストを作成。
学校は, 濃厚接触者候補者等リストを保健所へ提出。
保健所は, 提出されたリストにより濃厚接触者等を決定し, 検査実施。

保健所による調査

濃厚接触者の特定。学校は, 協力。

学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業の検討

学校は, 学校医及び対策本部と相談し, その助言を受けた上で教育委員会事務局と臨時休業等の検討。
学校医の対応が困難であるときは, 対策本部の助言等を受けた上で, 学校と教育委員会事務局による検討。

学校及び教育委員会事務局は, 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業を検討

保健所の見解や学校医の助言を踏まえ, 全部又は一部の臨時休業の必要性を検討。

学校教育活動を継続
※状況に応じて, 感染リスクの高い活動の見直し等
※濃厚接触者が児童生徒等のときは, 出席停止措置
※濃厚接触者が教職員のときは, 出勤させない取扱い

右以外のとき

学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業の判断

対策本部による臨時休業等の判断。

学校内で感染が広がっている可能性が高いとき等

学校保健安全法第20条に基づき, 学校の全部又は一部の臨時休業